

## 沢井製薬贈収賄防止指針

近年、世界各国で海外贈収賄防止規制が強化されており、企業が海外事業において贈収賄に関与したことが発覚した場合、巨額の罰金が科せられたり役職員が身柄拘束を受ける危険性があるばかりでなく、取引先から取引を停止され、社会からも厳しい批判を受け、その結果、企業価値を著しく毀損させる事態に発展するおそれすらあります。

このようなことから、当社では、国内外の法令・その他の規則の遵守に加え、高い倫理観を持って誠実に行動することをその責務であると自覚し、行動基準の中で透明かつ公正な行政・政治との関わりを明確にうたっています。

---

### <沢井製薬 行動基準より>

#### 第3章 取引先とともに

##### 4. 節度ある取引関係と公私のけじめ

取引先に対して、不適切な利益の供与や受領による不正な取引を行わず、節度あるクリーンな関係を保ちます。また、職務上の立場を利用して自身や第三者の利益を図りません。

#### 第6章 社会とともに

##### 6. 行政・政治との関わり

行政当局との健全な関係づくりに努め、国内外を問わず、公務員への贈答、接待その他違法な利益供与を行いません。政治献金、寄付金等については関連法規や社内規程を遵守し、透明かつ公正に行います。

#### 第8章 資産・情報の管理

##### 5. 正確かつ適切な業務記録の作成と保管

業務全般に関わる正確かつ適切な記録の作成と保管は、sawaiに対する信頼の源との認識に立ち、関連法規や社内規程に従い正しく行います。

---

この考え方をより具体的な形に表し、以下に贈収賄防止指針を定めます。

## 1. 公務員等に対する贈賄の禁止

沢井製薬株式会社のすべての役員、従業員（以下、役職員）は、国内・海外を問わず、公務員またはこれに準じる立場の者（以下、公務員等）への不正な金銭、賄賂、接待、贈答、便益その他の利益の供与<sup>注1</sup>、申込みまたは約束をしません。

## 2. ファシリテーションペイメント<sup>注2</sup>の禁止

役職員は、国内・海外を問わず、ファシリテーションペイメントの支払をしません。

## 3. ビジネスパートナー<sup>注3</sup>

役職員は、ビジネスパートナーが、国内・海外の公務員等に対し不正な金銭、賄賂、接待、贈答、便益その他の利益（ファシリテーションペイメントを含みます。以下、不正な利益等）を供与することを指示したり、そそのかしたり（教唆）、これを助け（幫助）たりしません。また、これを知った場合には黙認せず、ビジネスパートナーに手数料・対価を支払いません。なお、ビジネスパートナーに業務を委託する、または、ビジネスパートナーと契約するときは、事前に調査・確認するとともに、反贈収賄条項を定めた誓約書を提出させ、または、契約を締結します。

## 4. 公務員等からの贈賄要求

役職員は、国内・海外を問わず、公務員等から不正な利益等の供与を要求されても、毅然とこれを拒絶し、状況に応じて関係当局に連絡します。

## 5. 公務員等以外の取引先に対する接待・贈答

役職員は、国内・海外を問わず、公務員等に該当しない取引先またはその役員等への接待、贈答、便益その他の利益の供与であっても、各国法を遵守の上、社会通念上妥当な範囲で行います。

## 6. 被接待・被贈答

役職員は、国内・海外を問わず、取引先からの過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える贈答を受けません。

## 7. 会計不正の禁止

役職員は、簿外取引や架空取引その他の虚偽の取引、または、その誤解を与

えるような取引を行いません。また、すべての取引および資産の処分について、適時に、正確かつ公正な帳簿、記録および勘定書等の会計記録を作成し、保管します。

2018年6月18日

---

※注1: 便益その他の利益 の例

金券、ギフト券、招待（プロスポーツ観戦や観劇、旅行等）寄附、  
本人や親族の就職の機会

※注2: ファシリテーションペイメント（円滑化や迅速化のための支払い）とは、定型的な行政手続きを円滑化、迅速化するために、裁量権のない下級公務員に対して行われる少額の支払いを指します。ファシリテーションペイメントは、政府機関の効率的な運用を阻害し、ひいては経済発展や法の支配を損なうおそれがあり、多くの国で公務員等に対する贈賄として禁止されています。

※注3: ビジネスパートナーとは、代行業者、アドバイザー、コンサルタント、ブローカー、エージェント、協力業者、共同企業体（JV）など、その名称にかかわらず、当社が取引や業務に資する目的で起用し、公務員等と接触する可能性のある、あらゆる第三者を含みます。ビジネスパートナーとの契約には、公務員等に対する不正な支払いを禁止する規定やこのような規定に違反した場合には契約を解除できるといった条件を明記してビジネスパートナーを通じた贈賄を防止する必要があります。